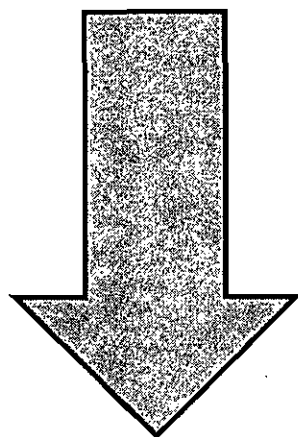


7 不正事案の告発等について

① 不正事案の告発の目安となる考え方について

近年、不正受給件数は増加傾向にある一方、告発件数は低調。

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
不正受給件数(件)	12,535	14,669	15,979	18,623	19,726	25,355
不正受給金額(千円)	7,192,788	8,978,492	9,182,994	10,617,982	10,214,704	12,874,256
告発件数(件)	9	13	12	26	24	52



◆ 生活保護制度に関する国と地方の協議における中間とりまとめ
(平成23年12月12日)(抜粋)
「悪質な不正事案に対しては、刑事告訴・告発をする等福祉事務所に
おいて厳正な対応が必要である。それを円滑に行うため、国は、不正
事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある。」

国において、過去に告訴等を行った事案をもとに、事案の傾向の整理し、関係機関と協議を行っ
た上で、不正事案の告訴等の目安となる考え方を示し、不正事案に対する告訴等を含めた厳正な
対応を徹底していく。

② 暴力団対策の強化について

これまで、暴力団員による保護申請については、保護の要件を満たさないため、原則却下する取扱いとしている。

今後、暴力団員による生活保護受給への対策として以下の取組を行っていく。

① 保護申請時に暴力団員でないことの申告を求める

平成24年度から、新たに保護申請を行う者に対して、申請時に暴力団員は保護の要件を満たさない旨を説明し、説明を受けたことについて確認を取ることとする。

② 暴力団員に対する生活保護法第78条に基づく返還の対象範囲の整理

保護受給者が暴力団員であることが判明した場合の生活保護法第78条に基づく保護費の費用徴収の対象範囲を整理。



暴力団員による生活保護の受給を排除するとともに、生活保護受給者が暴力団員であることが判明した場合、暴力団員であることが明らかな時期に遡って費用徴収を行うことを徹底。

7 不正事案の告発等について

(1) 不正事案の告発の目安となる考え方について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については年数十件程度と低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日。以下「中間とりまとめ」という。）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされているところである。

このため、過去の告発事案の概要をもとに、関係省庁とも協議し、事例の傾向の整理及び生活保護法第85条の構成要件の明確化等を図るための通知を発出することになっているので、予めご了解願いたい。

(2) 暴力団員対策の強化について

生活保護における暴力団員への対応については、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において示しているとおりであるが、今般、中間とりまとめにおいて、暴力団排除に向けた取組として、「保護申請時に暴力団員でないことの申告を求めることとし、併せて、受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理」とされているところである。

これを受け、以下の取組を行うこととするので、予めご了解願いたい。

ア 保護申請時に暴力団員でないことの申告を求めることについて

平成24年度からは、新たに保護申請を行う者に対して、申請時に暴力団員は保護の要件を満たさない旨を保護のてびき等により説明し、説明を受けたことについて確認書を取るものとする。

また、既に保護を受給している者についても、保護申請時の説明と同様の内容を記載したパンフレット等を配布するものとする。

今後、これらの様式の標準等をお示しする予定である。

イ 暴力団員に対する法78条に基づく返還の対象範囲について

上記アの取組にあわせ、保護受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく保護費の費用徴収の対象範囲及び消滅時効の期間について、今後、関係省庁とも調整した上で整理し、通知を発出する予定である。

(3) 不正受給対策に関する予算事業の活用

セーフティネット支援対策等事業費補助金の体制整備強化事業を活用し、退職した警察官OB等、警察当局と福祉部局との連携を図るための人材を雇用している自治体もある。退職した警察官OB等を福祉事務所に配置することにより、不正受給に対する告訴等の手続の円滑化、申請者等のうち暴力団員と疑われる者の早期発見などの効果が期待される。そのため当該事業の導入を積極的に検討し、告訴等も含めた不正受給対策の徹底を図っていただきたい。

8 保護の処分等に関する訴訟等の取扱いについて

8 保護の処分等に関する訴訟等の取扱いについて

(1) 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方公共団体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、直ちに、その旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告することとされている。

生活保護も同様であり、生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、平成7年3月29日付け厚生省社会・援護局保護課長通知「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」等に基づき、法務局（地方法務局）への報告と同時に、当課に連絡するようお願いしているところであるが、連絡がないまま、判決に至るようなケースが稀に見受けられるところである。当課としても、生活保護関係の訴訟については、関心を有しているところであるため、各自治体におかれては、生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、直ちに法務局（地方法務局）に報告すると同時に、当課に連絡するよう、改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

（参考条文）

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(2) 審査請求の裁決に係る教示について

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、審査請求の裁決に係る教示について、「審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。」（同法第41条第2項）と規定しているところであるが、再審査請求の前提となる審査請求の裁決について、本来、再審査請求を提起することが適当でない事案についてまで、一律に再審査請求を提起することができる旨の教示をしている事例が散見されるところである。

審査請求の裁決について、再審査請求を提起することができる旨の教示を要さない事案は下記のとおりであるので、その取扱いについて十分御留意願いたい。

とりわけ、厚生労働大臣に対して、再審査請求を提起できる法的根拠が無い、市町村長が処分庁として行った生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収処分に係る再審査請求について、厚生労働大臣に対して再審査請求を提起することができる旨の教示をしている事例が多く散見されるため、特に御留意願いたい。

なお、審査請求・再審査請求の根拠規定について、参考資料として添付しているので、御参照願いたい。

① 審査請求を不適法とした却下裁決

行政不服審査法では、再審査請求を適法に提起するためには、その前提となる審査請求が適法に提起されていることが条件であると解されているところである。

行政不服審査法第40条第1項は、「審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定しているところ、審査請求が不適法である場合については、次の6つのパターンが考えられる。

- ① 請求をすることができない事項である場合
- ② 請求資格のない者がした場合
- ③ 審査庁を誤った場合
- ④ 請求期間経過後になされた場合
- ⑤ 補正命令に応じなかった場合
- ⑥ 請求の目的が消滅した場合

したがって、上記6つの理由により、審査請求を却下とした裁決について、裁決書中に再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

② 認容裁決

審査請求に係る請求人の主張を全部認容する旨の裁決を行う場合、当然その裁決の効力によって、請求人の不服とするところの利益が回復されることとなるから、裁決書中に再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

なお、請求人の主張を一部認容する旨の裁決を行う場合については、請求人はその余の部分になお不服がある可能性が考えられるので、裁決書中に再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要があるといえる。（ただし、その余の部分が不適法として却下する裁決である場合は、①と同様の理由により再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

③ 再審査請求を提起できる法的根拠がそもそも無い場合

生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収処分に係る再審査請求については、行政不服審査法第8条第1項第2号の規定に該当する場合にのみすることができるものである。

したがって、都道府県知事又は市町村長が処分庁として、生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収処分を行った場合については、行政不服審査法第8条第1項第2号に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

同様に、処分庁の「不作為」についても、再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

審査請求・再審査請求の根拠規定について

○保護の決定及び実施に関する事務に基づく処分の場合

→ 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)
市町村長（町村長は、福祉事務所設置町村長に限る。）	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第66条第1項)
市町村設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第64条)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第66条第1項)

○法定受託事務であって、保護の決定及び実施に関する事務以外の事務に基づく処分の場合（78条処分など）

→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)
市町村長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)	なし
市町村設置福祉事務所長	市町村長 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	都道府県知事 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)